

「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見公募手続の結果について

令和4年11月14日
公正取引委員会
経済産業省

「適正な電力取引についての指針（改定案）」について、令和4年9月5日から同年10月4日まで意見公募手続を実施いたしました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為 上記文言を改定案で削る理由が明確でない。見解をご教示願う。	本文言は、インバランス価格が卸電力取引所（スポット市場・時間前市場）の価格を参照して算定されていたことを前提として、インバランス料金の適正を確保する観点から卸電力取引所での入札行動を監視する趣旨で記載しておりましたが、令和4年4月のインバランス制度改定によりインバランス価格が卸電力取引所の価格を参照するものではなくなり、前提事実が変化した

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
		ため必要性のない文言を削除するものです。
2	<p>昨今の電力市場の状況は電力システム改革の目的である電気料金の最大抑制を実現できているとは到底言えない。第6次エネ基で記載された再エネ電源の導入については必要とは思いますが、まずは電力システム改革の目的（安定供給・電気料金の最大抑制）が達成されたうえでエネ基の目的を達成すべきである。</p> <p>現在は、ロシアのウクライナ進行以降に発生した断続的な燃料高騰によりスポット市場が上昇しているが、過去の燃料高騰時（2008年のオイルショック時）はスポット価格はここまで高騰していない。今回のみ高騰しているのであれば、現在の市場構造による部分が大きいと考えている。また、スポット市場等を基準に電気料金を議論しているが、シングルプライスオークションのため適切な価格になっていない可能性が高い。実際の発電コストで評価を行うように変更し、仮にずれているのであれば、ずれの原因究明と対策を早急に行うべきである。今回の「適正な電力取引の指針（改訂案）」において、卸電力分野に関する改訂が提示されているが、「指針」の改定ではなく、電気料金の最大抑制を達成する為に「制度自体を抜本的」に見直すべきである。このままでは、消費者（電気の需要家）ばかりに負担をかける制度となってしまう。</p> <p>また、昨今、燃料費高騰により電力会社の赤字等の報道も多いが、これは、期ズレを起こしているだけで最終的には取り返せる損失がほとんどである。中長期的に見れば影響しない内容を過激に報道し、消費者への負担を強いる</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>ようであれば是正するように資源エネルギー庁や監視委員会から是正すべきである。</p> <p>最後に、重ねて記載するが、電力システム改革の目的である電気料金の最大抑制を最優先に制度を検討すべきである。消費者の負担の増える制度改革になっていないか今一度振り返っていただきたい。</p>	
3	<p>安全保障のリスクとなる基幹エネルギー産業市場を開放した事自体が問題で、このような指針等を定めても限界があります。</p> <p>指針をそのたびに改定して労力を使うより、半官半民で半強制的に価格抑制・長期的供給能力確保をやる方がいいのではないのでしょうか？</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>「価格支配力」という語が使用されている箇所と、「市場支配力」という語が使用されている箇所がありますが、別の語になっている理由は何でしょうか。いずれも相場操縦規制の規律に関わる記述かと思われますので、特別の理由が無ければ記載は統一した方が自然ではないかと考えます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「価格支配力」との記載を「市場支配力」に変更します。</p>
5	<p>(1) 該当箇所：新旧対照表 6?7 ページ (改定案：新設)</p> <p>(注2) 限界費用とは、(略) 燃料の追加的な調達費用を考慮し得る。また、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係 (スポット市場で約定すると他の機会では販売できないという関係) が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る。</p> <p>・意見内容</p> <p>インバランス料金算定根拠における調整力の限界費用としての電力取引価格</p>	<p>(1) について</p> <p>いただいた御意見については、今後の監視実務の参考とさせていただきます。なお、インバランス価格を機会費用の根拠とすることが不適切であることは、第 66 回制度設計専門会合において既に整理されているところです。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>が、万一、機会費用として考慮され得ることが無いよう、別途適時適切な監視検証をお願いします。なお、本来の機会費用にかかるご審議とその趣旨への反映に異論はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由 <p>スポット市場約定価格とインバランス料金の相乗効果によるスポット市場の約定価格上昇を回避するため。また、機会費用及びインバランス制度の趣旨に照らし、相応しくないと考えられるため。</p> <p>(2)該当箇所：新旧対照表 8 ページ (改定案：削る)</p> <p>(現行) ○取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を自己に有利なものとするを目的として変動させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見内容 <p>当該部分を削ることなく、現行どおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由 <p>インバランス料金算定に当たり市場の取引価格の参照は無くなったものの、当該部分を削る理由が無い。他方、機会費用として、インバランス料金算定根拠における調整力の限界費用を勘案することにより、インバランス料金を自己に一層有利なものとする可能性を排除できないため。</p>	<p>(2)について</p> <p>本文言は、インバランス価格が卸電力取引所(スポット市場・時間前市場)の価格を参照して算定されていたことを前提として、インバランス料金の適正を確保する観点から卸電力取引所での入札行動を監視する趣旨で記載しておりましたが、令和 4 年 4 月のインバランス制度改定によりインバランス価格が卸電力取引所の価格を参照するものではなく、前提事実が変化したため必要性のない文言を削除するものです。なお、インバランス価格を機会費用の根拠とすることが不適切であることは、第 66 回制度設計専門会合において既に整理されているところで</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>(3)該当箇所：新旧対照表 6 ページ（改定案：新設） 3 スポット市場における売り札</p> <p>（略）また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注3）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ3における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見内容 賛同します。改正内容について、タイミングを逸しないよう、迅速かつ実効性のある担保をお願いします。 ・理由 今回の改正に先駆けて、令和4年7月、電力スポット市場において、大手電力事業者による余剰全量供出の未達があったため、電力・ガス取引監視等委員会が、これらの事案に関し調査確認の上、業務改善指導を行ったことを高く評価します。他方、昨今の市場高騰により、数円程度の約定価格の上昇であっても、影響は甚大となり、新電力の市場退出等の引き金となった可能性もあ 	<p>す。</p> <p>(3)について いただいた御意見については、今後の監視実務の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	るため、抑止力としても再発を防止するため。	
6	<p>【意見1】</p> <p>・該当箇所 第二部 2 2 (3)2</p> <p>卸電力市場の透明性、市場参加者の予見性向上のため、十分な発電情報が公開されることが望ましい。具体的には、発電事業者は、合理的な理由があると認められる場合を除き、認可出力10万kW以上の発電ユニットについて、一般送配電事業者及び広域機関が構築・運用していくシステムを通じ、卸電力市場における30分コマごとの発電量を、電源種別・発電方式とともに、発電実績がユニットごと・コマごとに実需給後5日以内に公開されるようにすることが望ましい。</p> <p>・意見内容</p> <p>「卸電力市場における30分コマごとの発電量を、電源種別・発電方式とともに、発電実績がユニットごと・コマごとに実需給後5日以内に公開されるようにすることが望ましい。」を「30分コマごとの発電実績を、電源種別・発電方式とともにユニットごとに実需給後5日以内に公開されるようにすることが望ましい。」に修正いただきたい。</p> <p>・理由</p> <p>一般送配電事業者及び広域機関が構築・運用していくシステムを通じて公開されるデータは、発電実績となるものと理解している。「卸電力市場にお</p>	<p>【意見1】について</p> <p>御指摘を踏まえ、「卸電力市場における30分コマごとの発電量を、電源種別・発電方式とともに、発電実績がユニットごと・コマごとに実需給後5日以内に公開されるようにすることが望ましい。」との記載を「30分コマごとの発電実績を、電源種別・発電方式とともに、ユニットごとに実需給後5日以内に公開されるようにすることが望ましい。」に変更します。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>る 30 分コマごとの発電量を」という記載は、スポット入札断面の BG 計画と誤認される可能性があるため、卸市場におけるという記載を削除いただきたい。併せて、文書が通る形で修正をお願いしたい。</p> <p>【意見 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所 第二部 2 2 (3)2 第一文 「スポット市場においては、シングルプライスオークション方式の下、価格支配力を行使することができる供給者（プライスメーカー）が存在しない状況を前提とすれば、価格支配力を有さない供給者（プライステイカー）にとっては余剰電力の全量（注 1）を限界費用（注 2）で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられる。」 ・意見内容 「価格支配力を行使することができる供給者（プライスメーカー）が存在しない状況を前提とすれば、」を削除いただきたい。 ・理由 プライスメーカーが存在しない状況であれば、すべての供給者にとって、余剰電力の全量を限界費用で市場供出することが利益及び約定機会を最大化 	<p>【意見 2】について 当該箇所については、シングルプライスオークション制度を前提とした一般論を述べているものであり、続く部分に記載の通り、プライスメーカーが存在する場合には当該プライスメーカーが入札価格の引き上げ行為や売惜しみ行為により約定価格を上昇させることが経済的合理的となります。したがって、プライスメーカーが仮に存在したとしても、当該プライスメーカーが存在しない場合の行動が合理的であり、そうしていない限りは支配力を行使しているという推認事情が働く、ということを説明するために記載しているため、御指摘の点は当たらないものと考えます。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>する経済合理的な行動となると考えられる。また、価格支配力を有さない供給者にとっては、プライスメーカーの存否に関わらず、余剰電力の全量を限界費用で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動となると考えられる。当該前提は不要またはミスリーディングではないか。</p> <p>【意見 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 第二部 2 2 (3) ア 3 第二文 「一方で、プライスメーカーが存在する場合、当該プライスメーカーが入札価格の引き上げ行為や出し惜しみ行為により約定価格を上昇させるおそれがある。」 ・ 意見内容 「出し惜しみ」を「売惜しみ」に修正いただきたい。 ・ 理由 第二部 2 2 (3) イ 3 では「売惜しみ」との用語が使われている。該当箇所において、既存用語である「売惜しみ」と異なる行為を想定して書き分けているようであれば、その意図が明確になるように定義していただきたい。 	<p>【意見 3】 について 御指摘を踏まえ、「出し惜しみ」を「売惜しみ」に変更します。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>【意見 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 第二部 2 2 (3) 3 (注 3) <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線（具体的には、北海道・東北間連系線、東京・中部間連系線、及び、中国・九州間連系線）により 4 区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が 20 パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認内容 <p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定は対象事業者は別途公開されるのか。また、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が 20 パーセントを超える判定はどのように判別されるのか。（例：年間、高需要期、月別判定等）</p>	<p>【意見 4】 について</p> <p>対象事業者については、本指針施行に伴い公表を予定しております。</p> <p>また、事前的措置の対象とする事業者の範囲については、直近の発電容量や需要実績等に基づいて 1 年ごとに見直すこととします。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>【意見5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 第二部 2 2 (3)3 注 3 第 1 分 () 内記載 (具体的には、北海道・東北間連系線、東京・中部間連系線、及び、中国・九州間連系線) ・ 意見内容 「北海道・東北間連系線」を「北海道本州間連系設備」に「東京・中部間連系線」を「東京中部間連系設備」に修正してはどうか。 ・ 理由 電力広域的運営推進機関の業務規程等では、“連系線”と“連系設備”の記載は明確に記載を分けているため、他の規程等と平仄を合わせる必要はないか。 <p>(出典) 電力広域的運営推進機関 業務規程 P66 第 10 章地域間連系線の管理 別表 10-1 連系線 表中記載 (https://www.occto.or.jp/article/files/1.gyoumukitei2207.pdf)</p>	<p>【意見5】</p> <p>御指摘を踏まえ、「北海道・東北間連系線」を「北海道本州間連系設備」に「東京・中部間連系線」を「東京中部間連系設備」に「中国・九州間連系線」を「中国九州間連系線」変更します。</p>
7	<p>(該当箇所)</p> <p>対象資料 7 ページの (注 2) に記載の「また、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係 (スポット市場で約定すると他</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度検討の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>の機会では販売できないという関係) が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る」について。</p> <p>(意見内容)</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会の「2022年度以降のインバランス料金制度の詳細設計の中間とりまとめ」では、機会費用が反映される場合、kWh 需給ひっ迫時補正インバランス料金は廃止すると記載されていることから、今回の「適切な電力取引についての指針」が改定された後には、こうしたインバランス制度についても整合的な対応がなされるようお願いいたします。</p> <p>(理由)</p> <p>今回の対象資料7ページの(注2)に記載のとおり、燃料制約発生時の限界費用の考え方について、非両立性の観点から機会費用を考慮し得るとの方針であれば、先に整理された「2022年度以降のインバランス料金制度の詳細設計の中間とりまとめ」の7ページ(注釈6)に記載された、機会費用を反映できるようになった際の kWh 需給ひっ迫時補正インバランス料金の取扱いについても整合がとられるべきと考えるものです。</p> <p><出典></p> <p>2022年度以降のインバランス料金制度について(中間とりまとめ)</p> <p>https://www.emsc.meti.go.jp/info/public/pdf/20211223001a.pdf</p>	
8	(意見内容) 改定案P6 スポット市場における売り札の「また」以下を削除すべき	スポット市場において、価格支配力を行行使する者(プライスメーカー)が存在しない状況を前提

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>(理由)</p> <p>一部大手事業者が「余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札すること（以下「限界費用玉出し）」は、短期的には広域メリットオーダーを実現できるメリットがあるものの、中長期的には供給力への過小投資を招くものである（注1）。現に、限界費用玉出しにより、電力市場価格は固定費回収がほとんど期待できない水準が長期にわたって継続し、火力発電所の閉鎖が進んだことから、電力需給不安を招来している。</p> <p>新規参入促進の文脈では、限界費用玉出しにより価格が低水準で推移するJEPXのスポット市場価格の恩恵を受けて、当該市場に大きく依存する新電力の参入を後押しした。しかし、これは2020年秋ごろまでの風（なぎ）のような市場が継続することを前提とした参入であり、このような参入は持続可能ではない。これら事業者に応分の責任を課すことを目的に整備された電気事業法第2条の12（供給能力確保義務）は、供給計画において調達先未定を許容してしまったことから、当初の立法意図を実現できていない（注2）。</p> <p>政府の審議会において限界費用玉出しを強く主張した委員は、電力需給がタイトになれば電力市場価格が上昇することにより新規投資が促され、安定供給は確保されるとしていた。しかし、いざその局面になると、電気料金の上昇は政治的に許容されにくい実態が顕在化し、かつ2050年カーボンニュートラルという政府目標が打ち出されたことにより投資回収の先行きが一層不透明化したことから、経済学者が主張するような価格上昇による新規投資促進効</p>	<p>とすれば、供給者（プライステイカー）にとっては、限界費用で余剰電力を全量市場供出することが、シングルプライスオークション制度の下で、利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられます。</p> <p>供給者が余剰電力の全量を限界費用ベースで市場に供出している場合は、プライステイカーとしての経済合理的な行動を取っていることから、市場相場を変動させる目的を有しておらず、市場相場に重大な影響をもたらす取引を行っていないと考えられるため、相場操縦行為には該当しないとみなしてよい（セーフハーバー）、と従前から整理されてきたところです。</p> <p>今般の改正は、こうした相場操縦に係る規制の考え方をガイドラインに明記するものであり、電力の適正な取引を確保する観点から必要なものと考えています。</p> <p>一方で、御指摘の電源投資に関しては、電力の安定供給を確保する観点から重要な論点と認識しており、今後の制度検討の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>果はもはや期待薄である。</p> <p>以上のように、限界費用玉出しは過小投資の弊害に対するケアが不十分な中で実施されたことで、政策としては既に失敗していると言ってよく、今更ガイドライン化して継続することは、逆に「電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ（電気事業法第2条の17より抜粋）」るおそれが大きい。</p> <p>過小投資を補う仕組みである容量市場は2024年度より本格導入されるが、当面経過措置が課されることもあり、正常に機能するまでは一定の時間を要すると考えられる。限界費用玉出しによるメリットオーダー実現のメリットをことさら重視するにしても、限界費用玉出しはそれまで一旦停止するのが適切と考える（注3）。</p> <p>なお、電気新聞2021年7月13日付第3面記事で、佐藤悦緒電力・ガス取引監視等委員会事務局長（当時）は、本件のガイドライン化の意向を明言するとともに、「自主的取り組み（限界費用玉出しのこと）は独占禁止法上の要請で、非対称規制には全く当たらない」「仮に監視委が規制しなかったとしても公正取引委員会がみる」と発言している。その結果、今回のガイドライン改定案が作成されたと理解するが、記事中の佐藤氏の発言は、大手事業者に限界費用玉出しを求める根拠は独占禁止法と言っているとしか自分には解釈できない。これは電力・ガス取引監視等委員会、公正取引委員会も含めた政府としての見解なのか。そうであるならば、限界費用玉出しと独占禁止法との関係を</p>	<p>なお、余剰電力全量の限界費用ベースでの供出は、上記の通り、相場操縦に係る規制の明確化のために明文化するものであり、電力の適正な取引を確保するという電気事業法の趣旨に基づくもので、独占禁止法上の要請ではありません。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>ガイドラインに記載しないのは不誠実である。そうでないなら、明確に政府見解として佐藤氏発言を否定すべきである。自分には、およそ実社会では存在しえない完全競争市場におけるプライステイカーのようにふるまうことを、独禁法が要請しているとは考えられない。</p> <p>また、ガイドライン改定案では、限界費用玉出しを要請する根拠を電気事業法に求めていると理解するが、過小投資対策（容量市場）が定着しないまま、持続可能でない限界費用玉出しを大手事業者に要請することが、「電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達」に資するとも考えられず、むしろこれを行った弊害が種々顕在化しているのが、現在の状況と考える。つまり、自分には、電気事業法も限界費用玉出しの根拠たり得ないと思われ、そうした視点に立つと、佐藤氏の発言は、失敗した政策の責任を独禁法に押し付けようとしているように見える、というのが、率直な感想である。</p> <p>（注1）過小投資を招く理由は以下の論考を参照。 容量市場/Energy Only Market と信頼度基準について（上／下） https://u3i.jp/opinionknowledge/capacity-20210119-01/ https://u3i.jp/opinionknowledge/capacity-20210119-02/</p> <p>（注2）電気事業法第2条の12の規定は次の通り。『小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。』 「20年度版電気事業法の解説」には『小売電気事業者が実需給断面において</p>	

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>供給能力確保義務に対応するためには、通常想定される需要に対応する供給能力に加え、需要の上振れ等の可能性に対応するための一定の供給予備力を確保することが求められる』とあるが、現実はこの立法意図に反し、供給能力の相当部分を需給直前のスポット市場に依存し、供給予備力は確保されない形の参入が許容されている。</p> <p>(注3) 欧州では、メリットオーダーに基づく電力市場設計自体が見直される情勢にある。以下のツイッターを参照。 https://twitter.com/FitzgeraldFrncs/status/1569951823775121408</p>	
9	<p>「意見1」限界費用玉出しのGL化には反対である。</p> <p>「理由」 従来からある「限界費用玉出し」の対象範囲拡大と理解するが、今の時点での当該箇所のGL改訂には反対である。限界費用玉出し自体が安定電源維持に負の影響があり電力システム改革で掲げてきた「安定供給を確保」にそぐわないものであることから、旧一事業者の自主的取組の適用継続の有無も含め、より詳細な検討と見直しが必要と考える。</p> <p>・発電事業者が限界費用入札を励行する場合、固定費回収の目途が立っている必要がある。23年度末までは固定費回収制度はなく、24年度の容量市場実効開始以降も約定価格が変動しているため固定費回収が不十分となる時期がありうる。また、容量市場制度は他市場収益を差し引いた額での応札を求められており、容量市場だけでは固定費の全額回収はできない。この点に鑑み</p>	<p>「意見1」について スポット市場において、価格支配力を行使する者(プライスメーカー)が存在しない状況を前提とすれば、供給者(プライステイカー)にとっては、限界費用で余剰電力を全量市場供出することが、シングルプライスオークション制度の下で、利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられます。</p> <p>供給者が余剰電力の全量を限界費用ベースで市場に供出している場合は、プライステイカーとしての経済合理的な行動を取っていることから、市場相場を変動させる目的を有しておらず、市場相場に重大な影響をもたらす取引を行って</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>るとスポット市場等で固定費の一部を回収することが所与とされていると考えられ、限界費用入札を望ましい行為と規定することと相反するのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全発電者が限界費用玉出しを行い、固定費を加算できないのであれば、相対卸協議も固定費抜きの水準に収斂する懸念がある。 ・発電所の機能は3E+Sで評価されるべきであり、限界費用のみをベンチマークとして稼働を決める従来思考は限界に達している。既に旧一電発電者の自主的取組の結果、安定電源退出が進んだ過去経緯への省察が不足している。 ・今後、変動再エネ大量導入加速となると、限界費用で劣後する安定電源の稼働時間自体が制約を受ける懸念が濃い。変動費-燃料費-の回収すらも懸念がある中で、常に限界費用で応札するのは合理的ではない。 ・エネ庁でも同時約定市場検討が行われるなど、メリットオーダーとは一線画したルール設定を検討中である。GLの中での応札行動規制のみを先行することに違和感がある。全体観を整えて各論を設定するべきではないか。 ・EUでも『メリットオーダーに基づく電力市場設計は最早合目的ではない』として市場設計の包括的改革的検討を着手している。他国の検討状況も参照し 	<p>いないと考えられるため、相場操縦行為には該当しないとみなしてよい(セーフハーバー)、と従前から整理されてきたところです。</p> <p>今般の改正は、こうした相場操縦に係る規制の考え方をガイドラインに明記するものであり、電力の適正な取引を確保する観点から必要なものと考えています。</p> <p>一方で、御指摘は電力の安定供給を確保する観点から重要な論点と認識しており、今後の制度検討の参考とさせていただきます。</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>てはどうか。</p> <p>2) 小売事業者を兼ねる弊社は、顧客向けの原価より安い単価で市場に売電することは顧客に対し筋が通らないと考える。</p> <p>3) 昨今の JEPX を観察すると、買手が不合理な応札をして約定価格高騰を招いている事例が相変わらず多い。全日本で安定電源が退出する中で発電者の規制を強化するよりは、買手が不合理な応札を行わざるを得ない状況の改善が急務ではないか。買手は市場応札時点ではリアルタイムの予備率等の情報に十分アクセスできていない。この点の制度改善も必要である。</p> <p>発電者側の行為規制を先行しても、他の制度、運用が従来のみであれば実効性は乏しい。JEPX 周辺状況を包括的に分析した総合的な制度設計を希望する。</p> <p>「意見 2」限界費用玉出しが GL 化される場合、運用についてご確認を希望する。</p> <p>「理由」 旧一発電部門においては昨年秋より燃料価格先高に基づく機会費用算入が認められているところ。今回、旧一以外の発電事業者も限界費用玉出しを行うこととなると、それら事業者も機会費用算入が可能となるのかご確認いただ</p>	<p>「意見 2」について 旧一般電気事業者以外の事業者についても、記載の通り限界費用での入札が望ましい行為となり、この限界費用には燃料制約の発生時においては、非両立性の関係が成立することを前提として当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能</p>

整理番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>きたい。</p> <p>機会費用算入については、現在、恣意的な運用がないよう、行政による旧一への監査、検証が入る運用となっているが、全発電事業者への拡大となると監査、検証の精度が落ち、機会費用の不適切参照の懸念がある。どのような監査をお考えか。</p>	<p>な場合に将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得るものです。</p> <p>この場合、旧一般電気事業者に対するように事前報告を求める等は予定していません。ただし、入札時に不自然な価格付け等が見られる場合には、その根拠を求めることがあります。</p>
10	<p>・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>改定案（新旧対照表）P5の発電実績の公開について、「発電事業者は、合理的な理由があると認められる場合を除き～」との記載について</p> <p>・意見内容</p> <p>発電実績の公開を行うことで、明らかに公開に起因する不利益が事業者に生じる場合などには、第73回制度設計専門会合資料5「発電実績の公開について」のスライド36の記載に基づき、公開の在り方について、柔軟に見直すことを遵守頂きたい。</p> <p>・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</p> <p>発電実績の公開については、事業者からは、ユニット毎の運転状況とシステムプライス・エリアプライスの状況を照らし合わせることにより、限界費用や運転パターンが一定程度類推可能となり得る可能性があり、これらの価格</p>	<p>いただいた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	情報により相対卸交渉等に影響を及ぼす可能性があるため。	